

2020 年 11 月

日本神経学会代議員選挙の実施について（予告）

本学会は 2011 年から、代議員は選挙により選出しておりますが、今年は 2021 年の学術大会終了日の翌日から任期が始まる代議員について、選出が行われます。

選挙の公示は、本年 12 月にホームページ（会員専用ページ）に、そして臨床神経学（60 巻 12 号）にも掲載する予定にしておりますので、ご注意ください。

なお、一般社団法人日本神経学会代議員選出細則（以下「細則」という。）が改正され、2020 年 8 月 31 日から施行されております。今回の選挙から適用される主な改正点は「※」記載部分です。

改正条文（新旧対照表）は学会ホームページ会員専用ページの「日本神経学会代議員選挙の実施について（予告）」にてご覧いただけます。

1 代議員選出方法の概要

代議員の選出方法は、電子投票による選出となります。以下概要を説明します。

(1) 代議員の区分と任期

①区分

代議員は「支部選出代議員」と「総会選出代議員」に区分されますが、今回の選挙では「支部選出代議員」を選出します。

②任期

4 年です。

※任期が 2 年から 4 年に改正されました（細則第 3 条）。

(2) 代議員選出定数

代議員の選出数は、2020 年 10 月 31 日現在の正会員数をもとに支部の会員数に比例して各支部に割り振られます。

この支部選挙区ごとの定数は、選挙管理委員会が算定し、理事会が決定します。

※選挙権等を確定する基準日が 9 月 30 日から 10 月 31 日に改正されました（細則第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条第 2 項）。

(3) 会員が所属する支部選挙区

代議員選出のための選挙は、支部選挙区ごとに行われます（選挙事務は、学会事務局が行います）。会員は、勤務先の所在地を原則として、いずれかの支部選挙区に所属することになります（勤務先がない場合は、住居の所在地です）。

支部選挙区は、現在の地方会支部の区分を基本としていますが、伊豆地区については地域の特性を考慮して所属支部選挙区を決めております。具体的な内容は、日本神経学会代議員選出細則第 7 条 2 項別表で規定されておりますので、ご確認ください。

なお、※選挙権等確定（10 月 31 日）後に支部選挙区を異動した場合も、10 月 31 日現在で所属する支部選挙区での立候補および投票になります（細則第 11 条第 2 項）。

(4) 立候補

代議員になるためには、所属する支部選挙区から立候補する必要があります。

代議員の任期は 4 年後（2025 年）の学術大会終了日までです。現職代議員（2019 年補欠選出代議員を含みます。）も 2021 年 5 月の学術大会終了日をもって任期満了となりますので、新たに立候補する会員と同じく、立候補が必要となります。

現職代議員が立候補する場合は、推薦は不要ですが、新たに代議員に立候補する会員は、現職代議員の推薦が必要です。

立候補の手続きは、選挙の公示に記載されます。

(5) 投票

立候補者名簿から3人まで投票できます。投票は、電子投票により行います。立候補者名簿はホームページに公示されますが、投票依頼（ID・PW）と一緒に、投票期限の約1月前までに、選挙権を有する会員に郵便でお送りする予定です。

(6) 選挙権

選挙権は、2020年10月31日現在で日本国内に居住している名誉会員・功労会員・会費を完納している正会員に与えられます。

(7) 被選挙権の制限

代議員には、社員総会に出席して学会の運営方針や人事、財政計画など重要な事項について最終決定する役割があります。このことから、※代議員が2回連続して社員総会に出欠回答しなかった場合、次回選挙の被選挙権が付与されなくなりました（細則第10条）。

2 その他

(1) 選挙に関する公示

選挙に関する公示は、ホームページで行うことが原則です。ホームページの会員専用ページに掲載されますので、ご覧ください。なお、選挙日程の公示は機関誌「臨床神経学」にも掲載します。

(2) メールアドレス登録のお願い

メールアドレスをご登録いただきますと、選挙に関する情報などを学会からお知らせすることができます。この機会にぜひ登録してください。登録は「会員マイページ」から行うことができます。

日本神経学会代議員選挙管理委員会

この件についてのお問い合わせ先
日本神経学会事務局
TEL 03-3815-1080
e-mail HP「お問い合わせ」から